令和8年度 少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程について (お知らせ)

令和7年10月17日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室 経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号)第 3 条第 1 項第 5 号に規定する少量新規化学物質の製造・輸入の確認を受ける場合は、<u>以下①~③の</u>いずれかの方法により、必ず受付期間内に申出書類を提出いただく必要があります。

- ① 電子申出 【e-Gov を通じたオンライン申請】
- ② 光ディスクによる申出【郵送 (送付先:経済産業省)】
- ③ 書面による申出 【郵送(送付先:環境省)】

令和8年度における申出書類の受付日程について、次のとおりお知らせします。

1. 申出書類の受付日程について

申出方法によって申出書類の受付期間が異なります。また、令和8年度は本制度における事務手続きを実施している経済産業省にて、デジタル庁が提供するガバメント・ソリューション・サービスへの基盤システムの切替え(GSS 移行)並びに、GSS 移行に伴う内部システムの改修及び移行を行うため、今和8年6月から令和8年7月にかけて、本制度の手続きに関するシステムを停止する予定です。そのため、当該期間中は電子での受付や本制度の事務手続き(確認(不確認)の通知等)も停止させる必要があるため、例年と日程が異なりますので、ご注意ください。まずは、第1回~第3回の日程のみ御連絡します。令和8年8月以降(第4回以降)の日程は、日程が決定次第、令和8年6月中に御連絡します。

また、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループの報告書¹での指摘を踏まえて、従来の申出受付期間(5営業日程度)を延長しています。

¹ 化学物質審査規制法の平成 29 年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について (令和7年7月22日)

https://www.meti.go.ip/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/chemicals/system_building/pdf/20250722_1.pdf

	申出方法	申出書類の受付期間	確認(不確認) 通知書 到達予定日
第1回	電子	令和8年1月15日 (木) ~ 1月28日 (水) ◎できるだけ1月22日 (木) まで、お早めに提出 してください。	令和8年 3月27日まで
	光ディスク 書面	令和8年1月15日(木)~ 1月22日(木)	
第2回	電子	令和8年4月1日(水) ~ 4月14日(火)	5月27日頃
	光ディスク	令和8年4月1日(水) ~ 4月10日(金)	
	書面	节和6年4月1日(水) 5 4月10日(金)	
シスラ	テム停止	令和8年6月~7月中(予定)	_
第3回	電子	受け付けておりません。	8月頃
	光ディスク	令和8年6月1日(月)~6月30日(火)*1	
	書面	受け付けておりません。	
第4回※2	未定	令和8年8月中	9月頃
第5回**2	未定	令和8年9月頃	10 月頃
第6回**2	未定	令和8年10月頃	11~12 月頃
第7回**2	未定	令和8年11月中旬頃	令和9年1月頃

^{※1} システム停止の関係により、光ディスクのみの提出としていますが、受付期間を幅広に設定しております。

^{※2} システムの改修及び移行状況によって日程や回数が変動しますので、令和8年6月中を目途に改めて経済産業省 HP にて御連絡いたします。

2. 注意事項

- (1) 電子申出を初めて行う際には、事前に「申出者コード」の取得手続を行ってく ださい。
 - 電子申出には、「申出者コード」(5桁のID)が必要となります。電子申出を初めて行う際には、事前に電子情報処理組織使用開始申出書(様式第15)を提出してください。 様式第15は、随時受け付けていますが、受付締切日を設けております。具体的な日程(※3)や手続方法は、以下のホームページから確認してください。

 $\underline{https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_index.html}$

- (※3)第1回に向けた様式第15の提出期限は<u>令和7年12月9日(火)</u>です(申出者コードの到達見込みは**令和8年1月9日(金)頃**の予定です。)。
- 申出者コードは法人に対して付与されるもので、基本的に一度取得したら更新の必要はなく、以降の電子申出でも引き続き使用できます(途中、連絡担当者が変更になっても、申出者コードは変わらず使用できます。)。また、低生産量新規化学物質の製造・輸入に係る電子申出、中間物等の製造・輸入実績に係る電子報告においても、同じ申出者コードを使用できます。
- (2)システムの移行後(第4回以降)は、「申出者コード」が使用できなくなります。「申出者コード」の代わりに、「GビズID」を採用しますので、令和8年7月までに「GビズID」の取得手続を行ってください。
- 「GビズID」には種類があり、本制度で使用いただけるのは、「GビズIDプライム」または「GビズIDメンバー」の2つのみとなります。既に「GビスIDプライム」のアカウントを作成済みの事業者様におかれましては、「GビズIDメンバー」のアカウントは、「GビズIDプライム」のアカウントの権限により、即日の作成が可能です。一方で、「GビズIDプライム」のアカウントを未作成の場合は、デジタル庁の審査が必要となり、即日のアカウント作成ができませんので、早めの申請を推奨いたします。詳しくは、下記のデジタル庁「GビズID」のページをご参照ください。

https://gbiz-id.go.jp/top/

• なお、「申出者コード」の廃止と「GビズID」の取得については、令和7年3月に 下記のとおり周知しているものとなりますので、適宜ご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/gbizoshirase_2024fy.pdf

(3) 申出書は、受付期間が到来したらすぐに提出できるよう、事前の準備をお願い します。

- 電子申出において、申出書類を送信しようとした際に不慮の通信トラブルに見舞われ、 締切直前であったために受理できなかったケース等もありますので、電子申出は、<u>受</u> 付締切日の1~2日前までに行っていただくことをお勧めします。
- 光ディスクによる申出及び書面による申出については、簡易書留又は書留での郵送 (受付締切日の消印有効)にて、お早めに提出いただくようお願いします。

(4) 新規化学物質の製造・輸入は、原則として、確認通知書を受領してから可能となり ます。

• ただし、第1回のみ、令和8年4月1日以降に製造・輸入を開始してください。

(5)電子申出及び光ディスクによる申出に当たり、必ず、最新バージョン(ver7.03) の申出システムを利用して申出書を作成してください。

- 旧バージョン (ver7.02 以前) による申出書を受け付けることはできません。申出システムについては、以下のホームページを参照してください。
 - ○経済産業省「申出システム」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical management/kasinhou/todoke/offersystem ver7-0.html

3. 参考資料

少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る手続の詳細は、以下のホームページを参 照してください。

○経済産業省「少量新規化学物質の申出」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_index.html

4. 今年度夏以降、翌年度の受付日程の公表時期について

令和8年度8月以降の少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程についての お知らせは、令和8年6月中を目途に公表する予定です。

令和9年度の少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程についてのお知らせは、令和8年10月中を目途に公表する予定です。

5. お問合せ先

御不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

■ 少量新規化学物質申出制度・申出手続全般に関するお問合せ

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(電話) 03-5253-1111 (内線 2428)

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

(お問合せ専用メールアドレス)

bzl-shoryoshinki-system@meti.go.jp

※電子メールの件名は『少量新規申出に関する問合せ(***株式会社)』(注:括弧内には お問合せ者の会社名等を記載)としてください。

また、本文には、質問内容に加え、お問合せされる方の会社名・所属・氏名、電話番号、 連絡希望時間帯(問合せ日を含め3営業日以内でお電話が受け取れる時間帯)を必ず記載 してください。

(電話) 03-3501-0605

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

(電話) 03-5521-8253

■ 用途分類、構造式ファイル(MOL ファイル)の作成方法に関するお問合せ

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質管理センター (お問い合わせ)

https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kashinrenraku.html

- ○構造式ファイルについて
 - ※「少量新規申出に関するお問い合わせ」から必要事項を入力してください。
- ○用途分類について
 - ※「一般問合せに関するお問い合わせ」から必要事項を入力してください。